

固定資産税(償却資産)について

| | |
|----------|---|
| 償却資産の申告 | 事業用償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について申告をしていただきます。 |
| 申告されない場合 | 地方税法第386条及び下田市税賦課徴収条例第75条の過料規定が適用される場合があります。 |
| 評 価 額 | 令和2年1月2日から令和3年1月1日までに取得された償却資産の評価額 令和3年度評価額＝取得価格×前年中取得分の減価残存率(1－耐用年数に応ずる減価率÷2) 令和2年1月1日以前に取得された償却資産の評価額 令和3年度評価額＝令和2年度の評価額×前年前取得分の減価残存率(1－耐用年数に応ずる減価率) |
| 税率および税額 | 税率…100分の1.4 税額＝課税標準額×税率 (注)通常は、評価額＝課税標準額になりますが、特例の要件を満たす償却資産については、評価額に一定の軽減率を乗じたものが課税標準額となります |
| 免 税 点 | 課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。 |
| 納 期 | 1期…4月 2期…7月 3期…12月 4期…2月 |
| 課税台帳の閲覧 | 申告に基づいて償却資産の価格等が決定されますと、償却資産課税台帳に登録します。 この課税台帳は税務課資産税係において閲覧できます。 |

修正申告のお願い

確定申告や決算後等、年度途中で償却資産の調整・申告に誤りがあった場合は直ちに申告いただきますようお願いいたします。

令和2年1月1日以前に取得された資産が申告漏れであり、すべての資産の課税標準額の合計が150万円を超える場合は、遡って税額を修正させていただくことがあります。

－ 申告書の提出・お問い合わせ先 －

下田市役所 税務課 資産税係(償却資産) 〒415-8501 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
TEL 0558-22-2218 内線 285, 286

下田市ホームページにおいて情報提供しています。

「下田市公式HP」→「暮らし」→「税金」→「固定資産税・都市計画税」→「償却資産の申告をお忘れなく」